

# 広東省科学技術成果転化促進条例

2017年3月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 広東省科学技術成果転化促進条例

(2016年12月1日付けの広東省第12期人民代表大会常務委員会第29回会議にて可決された。)

### 第一章 総則

**第一条** 科学技術成果の現実の生産力への転化を促進し、科学技術成果の転化活動を規範化し、イノベーション駆動型発展戦略の実施を加速し、経済建設と社会発展を推進するために、『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』等の法律・法規に従い、本省の実情を踏まえて、本条例を制定する。

**第二条** 本条例は、本省の行政区域内における科学技術成果の転化活動に適用する。本条例にいう科学技術成果の転化とは、生産力レベルを高めるために、新技術、新製法、新材料、新製品、新サービスが形成されるまで科学技術成果に対して行う後続の実験、開発、応用、普及や、新産業の発展等の活動を指す。

**第三条** 科学技術成果の転化を促進するにあたって、科学技術イノベーションと市場法則を尊重し、知力労働価値の配分の方向性を反映し、利益共有、公平・公開、権利と義務の一致、インセンティブと拘束の双方重視、経済的利益と社会的利益の両立、環境友好と資源節約の原則に従い、科学技術成果の転化に参加する各主体の權益を保障し、全社会のイノベーション・起業の活力をかき立てなければならない。

**第四条** 各級の人民政府は、本行政区域内における科学技術成果の転化促進業務に対して管理、指導及び調整を行う。

県級以上の人民政府の科学技術等の主管部門は、各自の職責範囲内においてその行政区域内における科学技術成果の転化促進業務に対して管理、指導及び調整を行い、科学技術成果の転化に関するサービスと宣伝を強化し、科学技術成果の転化に寄与する良好な環境を醸成する。

**第五条** 企業を主体とし、大学、科学技術研究開発機構及び科学技術者が共同で参加する科学技術成果転化体制を構築し、大学、科学技術研究開発機構が科学技術成果の転化活動を展開し、科学技術成果転化サービス体系を整備し、科学技術成果取引市場を育成し、科学技術成果の転化と産業化を促進するよう奨励する。

## 第二章 組織・実施

**第六条** 当省の財政資金を利用して応用系科学技術プロジェクト及びその他の関連科学技術プロジェクトを設立するにあたって、県級以上の人民政府の科学技術、発展改革、経済・情報化、財政等の主管部門は、技術の研究開発方向、路線の選択及びイノベーション資源の配置に対する市場の指導的役割を發揮し、関連科学技術プラン、計画を制定し、プロジェクトガイドラインを編成する際に関連業界、企業の意見を聴取しなければならない。

県級以上の人民政府の科学技術、発展改革、経済・情報化、財政等の主管部門は、応用系科学技術プロジェクトの実施を組織するにあたって、プロジェクト担当者の科学技術成果の転化責任と期間を明確化し、科学技術成果の転化と知的財産の創造・運用状況を科学技術プロジェクト検収と事後評価の指標体系に取り入れなければならない。プロジェクト検収を組織するにあたって、業界専門家の割合を増やさなければならない。かつ成果の転化状況への評価を第三者に委託し、匿名で評価するよう利用者を招待することができる。

プロジェクト担当機構は、規範化した科学技術成果管理制度を構築し、知的財産の管理・運用・保護を強化しなければならない。

**第七条** 省の人民政府の科学技術主管部門は、科学技術報告制度を健全化し、科学技術成果の完全な保存、継続的な蓄積、開放・共有及び転化・応用を推進しなければならない。

省の人民政府の科学技術主管部門は、統一された科学技術成果情報プラットフォームを構築し、科学技術成果情報公開制度を健全化し、科学技術成果情報収集・サービス規範を整備し、科学技術成果の情報照会、選別等の公益サービスを無償で社会に提供し、当省の科学技術成果の転化状況に対して監視、分析及び評価を行わなければならない。

当省の財政資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当者は、プロジェクトの完結時に関係の科学技術主管部門とプロジェクト主管部門に科学技術報告書を提出し、かつ規定に従って科学技術成果及び関連知的財産情報を科学技術成果情報システムに総括して提出しなければならない。

財政以外の資金を利用して設立された科学技術プロジェクトの担当者が県級以上の人民政府の科学技術主管部門に科学技術報告書を提出し、科学技術成果及び関連知的財産情報を科学技術成果情報システムに総括して提出するよう奨励する。

**第八条** 各級の人民政府は、政府の優先調達、注文等の政策措置を通じて、新技術、新製法、新材料、新製品、新サービスを調達し、科学技術成果の転化を支援しなけれ

ばならない。

各級の人民政府は、事後補助、奨励による補償代替、リスク補償等の方式を通じて、自主的知的財産権を有する重大設備一式、汎用・専用設備及びコア部品等1台目の装備の研究開発を支援することができる。

**第九条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、その保有する科学技術成果について自主処置権を有し、成果の実施、譲渡、許諾又は値踏み投資等の事項を自主的に決定することができ、関連主管部門による審査承認又は記録保存を必要としない。ただし、国家秘密、国家安全に関わる場合を除く。

大学、科学技術研究開発機構が、科学技術成果の転化に関連する固定資産及び科学技術成果等の無形資産の所有権又は使用権をもって出資して科学技術成果転化エンティティを形成するよう奨励する。科学技術成果転化エンティティの取得した市場収益について、当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、関連審査承認手続を履行しかつ機構の予算管理に取り入れた後に、それを科学技術成果の転化に関連する市場経営活動に使用することができる。

**第十条** 大学、科学技術研究開発機構は、科学技術成果の転化促進のための管理制度を確立し、科学技術成果の転化の実施ステップ、権利・責任、配分プラン、組織保障等の事項を明確化しなければならない。科学技術成果転化管理制度の制定にあたって、当機構の従業員の意見を十分に聴取し、公示を経て、従業員代表大会が当機構の重大意思決定事項の関連規定に従って審議・可決しなければならない。

当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構が科学技術成果の転化業務において関わっている重大事項について、指導者グループは共同研究した上で意思決定しなければならない。

**第十一条** 大学、科学技術研究開発機構は、科学技術成果の転化実施を組織するにあたって、成果研究開発チーム又は完成者の知る権利を保障しなければならない。成果研究開発チーム又は完成者は、科学技術成果の転化実施に協力しなければならない。

大学、科学技術研究開発機構は、保有している科学技術成果を譲渡又は放棄しようとする場合、1ヶ月前に書面で成果研究開発チーム又は完成者に通知しなければならない。成果研究開発チーム又は完成者は同等の条件で優先的に譲受する権利を有する。

**第十二条** 大学、科学技術研究開発機構は、科学研究プロジェクト管理台帳制度を制定し、科学技術成果の研究開発と転化に参加する人員の変更、業務分掌、実施進捗及び業績等実際の仕事量情報を如実に記録しなければならない。当該管理台帳は、科学技術成果の転化における権益配分を確認するための根拠とすることができる。

**第十三条** 大学、科学技術研究開発機構が科学技術成果転化業務部門を設立し、かつ成果の転化による収益を一定の割合で引き出し、当該部門の運営と科学技術成果の転化サービスに重要な貢献をした人員への奨励と報酬に使用するよう奨励する。

大学、科学技術研究開発機構は、第三者の科学技術成果転化サービス機構に科学技術成果の実施許諾、譲渡、値踏み投資等の業務の代理展開を委託することができる。

**第十四条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、合意に基づく価格設定、技術取引市場における公示取引、競売等の方式を通じて科学技術成果の価格を決定しなければならない。

合意に基づく価格設定の場合、科学技術成果の保有機構は、当機構で科学技術成果の名称と取引予定価格を公示しなければならない。その公示期間は 15 日以上でなければならない。当機構は、異議処理手続と弁法を明確化かつ開示しなければならない。技術取引市場における公示取引、競売等の方式を通じて科学技術成果の転化を行う場合、公開的な価格問い合わせの方法で公示取引、競売前の基準価格を決定することができる。

**第十五条** 大学、科学技術研究開発機構が合意に基づく価格設定、技術取引市場における公示取引、競売等の方式を通じて科学技術成果の価格を決定し、かつ機構の責任者が既に勤勉で責任を果たす義務を履行しておりかつ違法に利益を獲得しなかった場合は、科学技術成果の転化後の価格変化について責任を負わない。

**第十六条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、科学技術成果の転化に係る財務管理制度を確立し、取得した科学技術成果の転化による収益を科学研究事業の収入として計上し、値踏みして出資した株による配当金を他の収入として計上し、かつ機構の予算管理と統一的会計採算に取り入れなければならない。

科学技術成果の転化に係る資産処置と収益管理に関する具体的な弁法は、省の人民政府が別途制定する。

**第十七条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、他人への譲渡、協力実施、値踏み投資等の方法で科学技術成果を転化する場合、譲受者又は協力者と投資契約を締結し、かつ無形資産投資の退出方式を明確化しなければならない。

当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構が科学技術成果の転化活動を実施するにあたって、デューデリジェンスの義務を果たしたものの投資

損失を生じた場合は、機構の主管部門による審査を経た後、大学、科学技術研究開発機構の国有資産対外投資の価値維持・増加考課範囲内に取り入れずに、免責して損失資産帳消し手続を行う。

**第十八条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、前年度の科学技術成果の転化状況に関する報告書を毎年の第1四半期にその主管部門に提出し、当機構が法により取得した科学技術成果の数量、転化実施状況及び関連収入の配分状況を説明しなければならない。主管部門は、科学技術成果の転化状況に関する年次報告書を受領して1ヶ月以内に同級の財政、科学技術主管部門に報告・送付しなければならない。

**第十九条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構の主管部門及び財政、科学技術等の関係部門は、科学技術成果の転化促進に資する業績考課評価体系と責任追及制度を確立し、科学技術成果の転化業務の成果を、機構及び機構責任者への考課評価内容として取り入れ、評価結果を、機構に対する科学研究資金の援助を決定する際の重要な根拠の一つとし、かつ科学技術成果の転化において卓越した業績を遂げた関連機構及び人員に対する科学研究資金の援助を強化しなければならない。

**第二十条** 企業を主体とした産業技術イノベーション制度を構築する。財政資金を利用して設立された、市場普及の将来性を持ち、明確な産業目標がある科学技術プロジェクトについて、研究開発方向の選択、プロジェクトの実施及び成果の応用における企業の主導的役割を発揮し、企業が主導して大学、科学技術研究開発機構及びその他の組織と共同で実施しなければならない。

**第二十一条** 新技術、新製法、新材料、新サービスの使用及び新製品の生産のために、企業は自ら情報を配信し、科学技術仲介サービス機構にその必要な科学技術成果の募集を委託するか、又は科学技術成果の転化の協力者を求めることができる。

県級以上の人民政府の科学技術主管部門及びその他の関係部門は、職責分業に応じて、企業による必要な科学技術成果の取得に協力、支援しなければならない。

**第二十二条** 企業が科学技術成果の購入、技術による実物出資等の方式を通じて、大学、科学技術研究開発機構等の機構の科学技術成果を引き受けかつその転化を実施するよう奨励する。科学技術成果を引き受けた企業に対し、省と地级以上の市の人民政府は、技術契約の取引額又は技術による実物出資の出資額の一定の割合に応じて、法により補助することができる。

**第二十三条** 企業が外資を合理的かつ効果的に利用し、外国の先進的な技術、設備及び管理経験を導入し、科学技術成果の転化を実施するよう奨励する。

優位企業を主体とし、中国国内外の大学、科学研究機構と共同で国際科学技術協力拠点、国際科学技術企業インキュベーター、国際技術譲渡プラットフォーム等を構築するよう支持する。

**第二十四条** 中小零細企業が各級の財政科学技術資金プロジェクトを申告し、科学技術重大特別プロジェクト、科学技術インフラ建設、各種の科学技術計画プロジェクト及びハイテク産業化プロジェクトを実施する場合、県級以上の人民政府の科学技術、中小零細企業業務主管部門等の関係部門は、条件に合う企業に政策と資金上の支援を与えなければならない。

大型企業が中小零細企業と共同で、科学技術重大特別プロジェクト、科学技術インフラ建設、各種の科学技術計画プロジェクト及びハイテク産業化プロジェクトを実施するよう支持する。県級以上の人民政府の科学技術、中小零細企業業務主管部門等の関係部門は、指導とサービスを提供しなければならない。

省級の企業発展支援のための関連特別資金は、重点育成対象となっている中小零細企業による科学技術成果の転化業務の展開を優先的に支持しなければならない。

条件の揃った地区が関連財政支援策を制定し、中小零細起業による科学技術成果の転化業務の展開を促進するよう奨励する。

**第二十五条** クラウドイノベーション、クラウドソーシング、クラウドサポーティング、クラウドファンディング等の新モデルの発展を奨励し、起業者が独自に完成したか又は譲受した科学技術成果を使用して企業を創設するよう支持する。

大学の教師、科学技術研究開発機構の科学技術者が学生の起業を支持し、又は学生と共同で起業するよう奨励する。

**第二十六条** 企業は、大学、科学技術研究開発機構及びその他の組織と人材、知識の交流及び技術移転を行い、研究開発施設を共有し、科学技術特派員制度又は研究開発プラットフォーム、技術移転機構、技術イノベーション連盟の共同構築等の産学研（企業・大学・研究機構）連携形態を採用して、研究開発、成果の応用・普及、標準の検討・制定等の活動を共同で展開することができる。

連携の各当事者は、契約を締結し、法により連携の組織形態、任務分担、資金投入、知的財産権帰属、権益配分、リスク分担及び違約責任等の事項を約定しなければならない。

業界協会が企業と大学、科学技術研究開発機構による産学研連携の展開、科学技術

成果のドッキングを推進するよう奨励・支持する。

**第二十七条** 県級以上の人民政府は、関連政策を制定し、技術取引市場の立ち上げを促進し、科学技術成果の譲渡等の技術貿易活動のために取引場所、情報プラットフォームを提供しなければならない。

**第二十八条** 市場化した科学技術仲介サービス機構を確立し、科学技術成果の転化のために技術コンサルティング・評価、成果の推奨、取引仲介、融資担保等のサービスを提供するよう支持する。

企業、大学、科学技術研究開発機構が独立した法人資格を有する科学技術仲介サービス機構を設立するよう奨励する。

科学技術成果転化コンサルティング、科学技術情報サービス等の業務に従事する科学技術仲介サービス機構は、規定に従って非営利科学研究機構の優遇政策を享受する。条件に合う科学技術仲介サービス機構が政府から委託される専門性や技術性の高いプロジェクトを引き受けるよう支持する。科学技術等の主管部門は、科学技術仲介サービス管理規範を構築・健全化し、仲介サービス機構への監督管理を強化しなければならない。

**第二十九条** 省と地级以上の市の人民政府は、産業と地域発展のニーズに応じて公共研究開発プラットフォームを構築し、科学技術成果の転化のために技術統合、共通技術の研究開発、中間試験及び工業的試験、科学技術成果の系統化・エンジニアリング化開発、技術プロモーション・モデル等のサービスを提供しなければならない。

**第三十条** 県級以上の人民政府は、科学技術企業インキュベーターの事後補助、リスク補償金等の措置を通じて、科学技術企業インキュベーターの発展を奨励・支持し、市場のニーズを志向したインターネットに基づく新型インキュベーション方式を重点的に発展し、科学技術成果の効果的な転化を促進することができる。

省の人民政府の科学技術主管部門は、科学技術企業インキュベーション機構運営評価体系を構築し、各種の科学技術企業インキュベーション機構が草創期の科学技術型中小企業のためにインキュベーション施設、起業指導、研究開発及び管理のコンサルティング等のサービスを提供するよう指導・奨励しなければならない。

### 第三章 保障措置

**第三十一条** 県級以上の人民政府は、科学技術成果の転化に対する財政経費の投入を保障しなければならない。財政経費は科学技術成果の転化の指導資金、貸付金利息助

成、補助資金、ベンチャーキャピタル及び科学技術成果転化促進のための他の資金用途に充当することができる。

県級以上の人民政府は、インフラ建設、人材育成及びその他の関連方面において科学技術成果の転化を支持かつ保障しなければならない。

**第三十二条** 省と地級以上の市の人民政府は、財政事後補助等の方法で企業にインクルーシブな財政補助を実行し、研究開発費用の追加控除政策を実行し、企業による研究開発投入の追加を支持かつ指導し、科学技術の研究開発、成果転化等の関連活動を展開することができる。

**第三十三条** 企業、大学及び科学技術研究開発機構の技術譲渡により生じた所得、及び技術譲渡過程において発生した技術譲渡プロジェクトに密接に関連する技術コンサルティング、技術サービス及び技術研修による所得は、国の関連規定により税收優遇を享受する。

**第三十四条** 条件の揃った人民政府が法により政策的なベンチャーキャピタルガイドンスファンド、リスク補償資金、科学技術融資担保及び科学技術金融サービスプラットフォームを構築し、科学技術成果転化促進のために金融面の支援を提供するよう支持する。

金融機構が企業、大学及び科学技術研究開発機構の科学技術成果の転化に対する融資の支持を強化し、企業、大学及び科学技術研究開発機構の科学技術成果の転化能力を高めるよう奨励する。

企業が法により株式と債券発行、持分取引、融資リース、知的財産質権担保等の方式を通じて資金を調達し、科学技術成果の転化活動を展開するよう奨励・指導する。

**第三十五条** 県級以上の人民政府は、企業、事業体及びその他の組織又は個人等がベンチャーキャピタル事業に参加するよう奨励・指導し、科学技術成果転化基金又はベンチャー基金の設立等の方式を通じて科学技術成果の転化を促進する。

**第三十六条** 省の人民政府の人力資源社会保障、科学技術、教育及びその他の関連主管部門は、科学技術成果の転化業務の特徴に適した職階評価審査制度を確立しなければならない。職階評価審査の根拠は、専利創造、標準制定及び科学技術成果の転化の状況等の内容を含まなければならない。

科学技術者が職階評価審査と職務考課に参加する場合、科学技術成果の転化の応用状況は論文の指標要求と同等に扱われ、技術譲渡の取引額は課題の指標要求と同等に扱われるものとする。

**第三十七条** 省と地級以上の市の人民政府は、科学技術成果の転化に関する人材導入・育成措置を制定し、中国国内で最先端技術の路線研究、技術需要の分析、無形資産価値評価、技術販売、技術合併・買収、知的財産運営等の分野において緊急必要とされる専門家の導入と育成を強化しなければならない。

#### 第四章 技術權益

**第三十八条** 企業が科学技術成果転化人材の導入・育成・採用を強化するよう奨励し、条件の揃った企業はそれなりの人材発展特別資金を設立することができる。

企業が科学技術成果転化奨励メカニズムを構築・健全化するよう奨励する。科学技術成果の転化において重要な貢献をした関係者に対し、企業は新製品販売による歩合給又は株式、オプション等の形で奨励することができる。

**第三十九条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構が科学技術成果の転化を実施することにより取得した収益は、全て当機構に属する。当該科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対して奨励と報酬を給付した後、主に科学技術の研究開発と成果転化、科学技術成果の転化に参加したその他の人員への奨励、人材導入・育成及び知的財産保護等の関連業務に使用するものとする。

**第四十条** 科学技術成果完成機構は、科学技術成果の転化を実施する場合、科学技術成果転化に対する奨励と報酬の給付方式、金額及び期限について規定するか、又は成果研究開発チーム、完成者と約定することができる。科学技術成果完成機構は、関連規定を制定するにあたって、当機構の科学技術者の意見を十分に聴取し、かつ当機構で関連規定を公開しなければならない。

**第四十一条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構は、科学技術成果転化に対する奨励と報酬の給付方式及び金額について規定も科学技術者との約定もしなかった場合、次の各号に掲げる基準に従って科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対して奨励と報酬を給付する。

(一) 科学技術成果を他人に譲渡し、その実施を許諾した場合、当該科学技術成果の譲渡による純収入から 60%以上の割合で引き出すこと。

(二) 科学技術成果をもって値踏みして投資した場合、当該科学技術成果で形成された持分又は出資の比率から 60%以上の割合で引き出すこと。

(三) 科学技術成果を自ら実施するか又は他人と協力して実施した場合、転化を実施し操業に成功した後、連続して 3 年間ないし 5 年間、毎年当該科学技術成果の実施

による営業利益から 5%以上の割合で引き出すこと。

研究開発と科学技術成果の転化において重要な貢献をした人員が得た奨励と報酬の配分額は、本条第一項第一号、第二号に規定する総額の 50%以上でなければならない。

本条第一項にいう純収入とは、科学技術成果に係る技術契約の取引額から、評価費用、交渉費用、専利出願・維持等の費用及び税金等取引を完成するために発生した直接コストを差し引いたものを指す。

**第四十二条** 科学技術者は企業、事業体及びその他の生産経営者に向けて技術開発、技術コンサルティング、技術サービス、技術研修等科学技術成果転化促進のための協力活動を展開する場合、『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』等の関連規定に従って奨励と報酬を給付することができる。

**第四十三条** 当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構において行政職務を担当する科学技術者は、科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした場合、『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』等の関連規定に従って奨励と報酬を取得することができる。

**第四十四条** 当省の国有企業及び当省の財政資金を利用して設立された大学、科学技術研究開発機構並びにその他の事業体の科学技術成果の転化に関する奨励と報酬の支出は、当年度の当機構の給与総額に計上されるが、当年度の当機構の給与総額の制限を受けず、当機構の給与総額の基数に盛り込まれない。

**第四十五条** 当省の財政資金を利用して援助されたプロジェクトにより形成された科学技術成果については、省の人民政府は国の安全、国の利益及び重大な社会公共の利益の必要性に応じて、無償で実施することができ、他人に対して有償又は無償で実施することを許諾することができる。

当省の財政資金を利用して援助された応用系科学技術プロジェクトについて、プロジェクト立案機構とプロジェクト担当者はプロジェクト契約を締結する際に、成果の転化期間を約定し、約定した期間内に転化を実施しなかった場合は、成果研究開発チーム又は完成者が成果の転化を実施することができることを明確化しなければならない。

## 第五章 法的責任

**第四十六条** 企業、大学及び科学技術研究開発機構が科学技術成果の転化活動にお

いて粉飾・欺瞞の行為を働き、欺瞞手段をとり、奨励と名誉称号を騙し取ったり、金銭を騙し取ったり、不法に利益を獲得したりした場合、関係部門は管理の職責により是正を命じ、当該奨励と名誉称号を取り消し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がない場合、10万円以下の過料に処する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

**第四十七条** 大学、科学技術研究開発機構及び成果研究開発チーム又は完成者が本条例の関連規定に違反し、科学技術報告書の提出、科学技術成果及び関連知的財産情報の総括提出等科学技術成果の転化の関連義務を履行しなかった場合、主管部門は是正を命じる。是正を拒否した場合、通告・訓戒を与え、かつ科学研究誠実信用ファイルに記載する。情状が深刻な場合、法により処分する。当該機構又は直接責任者は3年以内に、当省の財政資金を利用して設立された科学技術プロジェクトを申告してはならない。

**第四十八条** 科学技術仲介サービス機構及びその従業員が虚偽の情報、実験結果又は評価意見等を故意に提供して当事者を騙すか、又は一方当事者と通謀して他方当事者を騙した場合、政府の関係部門は管理の職責により是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の過料を併科する。違法所得がない場合、10万円以下の過料に処する。情状が深刻な場合、工商行政管理部门は法により営業許可を取り消す。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

**第四十九条** 大学、科学技術研究開発機構等の機構の行政職務担当者が科学技術成果の転化活動において、職権を濫用したり、私情で法を曲げ不正を働いたり、違法に利益を獲得したり、奨励や報酬を騙し取ったりした場合、主管部門は是正を命じ、違法所得を没収し、かつ法により処分する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

**第五十条** 科学技術等の関連主管部門及びその従業員が科学技術成果の転化活動において職権を濫用したり、職務を怠ったり、私情で法を曲げ不正を働いたりした場合、任免機関又は監察機関は法により、直接責任のある主管者及びその他の直接責任者を処分する。犯罪行為に該当する場合、法により刑事責任を追及する。

## 第六章 付則

**第五十一条** 広東省駐在の大学、科学技術研究開発機構は、当省の財政資金援助プロジェクトを担当して科学技術成果の転化活動を展開する場合、本条例の関連規定を

準用する。

**第五十二条** 本条例は、2017年3月1日より施行する。

出所：2016年12月6日付け広東省人民代表大会ウェブサイトを基に JETRO 広州  
事務所で日本語仮訳を作成

[http://www.gdrd.cn/pub/gdrd2012/gdrdfb/zxfg/201612/t20161206\\_154929.html](http://www.gdrd.cn/pub/gdrd2012/gdrdfb/zxfg/201612/t20161206_154929.html)